

第六次看護職員需給見通し策定に向けた日程（案）

- 2月21日 （第5回検討会）
 ・策定方針決定
- 3月18日 （担当者会議説明）
 ・策定方針、標準調査票案、報告事項案を提示
 ※報告事項案（各県需給見通し、調査票集計結果）
- 4月 初 標準調査票、報告事項を各都道府県へ送付
- 4月 各都道府県、調査に具体的に着手
 ・検討の場の設置
 調査票の作成、集計、分析、報告事項（暫定版）の作成に関与
 ・調査票の作成、調査票・策定方針の医療機関への送付
 医療機関等の判断により、調査票記入
 ・集計、分析
 ・報告事項（暫定版）作成
- 9月 末 国へ報告事項（暫定版）提出
- 10月 国において、各都道府県ヒアリング
 ・算定根拠確認
 ・流入・流出データの整合性確保
- 11月 （第6回検討会）
 ・全国ベースの需給見通し案検討
- 12月 （第7回検討会）
 ・全国ベースの需給見通し案検討
- 需給見通し確定、公表
- 報告事項確定

看護職員需給見通し(平成13年～17年)

区 分		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
需 要 数	① 病 院	人 768,800	人 776,300	人 782,700	人 788,300	人 794,200
	② 診 療 所	231,000	234,000	236,900	239,900	243,000
	③ 助 産 所	2,100	2,000	2,000	1,900	1,900
	④ 介護保険関係	142,500	154,500	166,600	178,600	189,300
	⑤ 社会福祉施設(④を除く)	12,900	13,300	13,600	14,000	14,300
	⑥ 保健所・市町村	32,200	33,000	33,900	34,600	35,300
	⑦ 教 育 機 関	14,500	14,800	14,700	14,700	14,800
	⑧ 事業所、学校、その他	12,700	12,800	12,800	12,900	13,000
	⑨ 上 記 の 計	1,216,700	1,240,700	1,263,100	1,284,900	1,305,700
供 給 数	⑩ 年当初就業者数	1,151,100	1,181,300	1,212,000	1,242,000	1,271,400
	⑪ 新卒就業者数	61,300	60,300	58,600	57,600	56,200
	⑫ 再 就 業 者 数	35,400	37,900	40,100	42,000	43,800
	⑬ 退職等による減少数	66,600	67,400	68,700	70,100	71,000
	⑭ 年末就業者数(⑩+⑪+⑫-⑬)	1,181,300	1,212,000	1,242,000	1,271,400	1,300,500
⑮ 差 引 計 (⑨-⑭)		35,500	28,700	21,200	13,500	5,300

就 業 者 数	1,187,600	1,233,500	1,268,500	—	—
供給見込数と就業者数の差	6,300	21,500	26,500	—	—
需要見込数と就業者数の差	△ 29,100	△ 7,200	5,400	—	—

(備考)四捨五入のため、各項目の数値の合計等は一致しない。

医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会について

1 目 的

社会保障審議会医療部会においては、平成16年9月より、医療提供体制のあり方について議論を行っているところであるが、その中で看護師等の名称独占、届出義務及び看護師資格を持たない保健師や助産師による看護業務等が、検討すべき論点として指摘されたところである。

これらは、患者の視点に立って医療安全を確保する観点からも重要な問題であることから、有識者からなる本検討会を開催し、これらの論点について検討を行うものである。

2 検討事項

- ・ 新人看護職員の研修のあり方について
- ・ 看護師資格を持たない保健師及び助産師の看護業務について
- ・ 行政処分を受けた看護師等に対する再教育について
- ・ 産科における看護師等の業務について
- ・ 免許保持者の届出義務について
- ・ 助産師、看護師、准看護師資格の名称独占について
- ・ 助産所の嘱託医師について
- ・ その他

3 スケジュール等

- ・ 平成17年4月28日（木）に第1回会合を参集
- ・ 月1回～2回ペースで開催
- ・ 医療部会の中間的なとりまとめ前に中間まとめ

4 メンバー

別紙

※検討内容により、メンバーの追加もあり得る。

5 検討会の位置付け

- （1）医政局長が有識者の参集を求めて開催する。
- （2）事務局は、厚生労働省医政局看護課に置く。

別紙

医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等の
あり方に関する検討会 メンバー

(五十音順、敬称略)

青 木 重 孝	日本医師会常任理事
遠 藤 俊 子	山梨大学医学部教授
金 川 克 子	石川県立看護大学長
川 端 和 治	弁 護 士
菊 池 令 子	日本看護協会常任理事
小 島 恭 子	北里大学病院看護部長
坂 本 す が	N T T 関東病院看護部長
谷 野 亮 爾	日本精神科病院協会副会長
辻 本 好 子	N P O 法人ささえあい医療人権センターCOML 代表
平 林 勝 政	國學院大学学長特別補佐・教授
山 路 憲 夫	白梅学園大学教授

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)

(平成17年3月25日閣議決定)

6 医師・医療従事者の質の確保

- (1) 医療の質の確保・向上、医療の信頼の確保のため、重大な医療事故を起こした医師や医療事故を繰り返す医師については、医師免許を管掌する国の責任において、その厳格な処分や再教育を行うよう、組織体制や調査権限の強化を図るとともに、再教育の方法を確立する。【平成17年度中に検討・結論】
- (2) 患者に対し良質で安心できる医療サービスを提供できるよう、高い技術を習得した専門医の育成を促すほか、より専門性の高い看護師等の育成や、臨床研修等の教育環境整備等、具体的な措置を講ずる。【平成17年度中に措置】

新人看護職員研修教育責任者講習会及び新人看護職員 研修教育担当者講習会について

1 目的等

医療の高度化、複雑化の中で医療安全を確保し、看護の質の向上を図るためには、新人看護職員の卒後研修の充実が必要である。

平成15年度には新人看護職員の卒後研修の充実に向けて、「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書」がとりまとめられ、本報告書において新人看護職員到達目標及び新人看護職員研修指導指針が提示されたところである。

このため、本年度、新人看護職員研修の充実に向けた対策の一環として、医療機関の看護職員を対象に、本報告書の普及及び新人看護職員研修の充実に向けて取り組んでいる医療機関の研修の実際を紹介すること等を目的として標記講習会を実施した。

本講習会については受講希望者が多く、更に多くの病院関係者に新人看護職員研修に関して理解を深めていただくため平成17年度も引き続き実施することとしている。

2 講習会の概要

○実施主体

厚生労働省

○受講対象者：

(1) 新人看護職員研修教育責任者講習会

看護師長、副看護部長等の各施設の新人看護職員研修責任者

(2) 新人看護職員研修教育担当者講習会

各部署の新人看護職員研修の実施及び推進に携わる臨床経験5年以上の看護職員

○講習内容：

(1) 「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書」について

(2) 各医療機関における新人看護職員研修の実際について

○講 師：新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会委員及び 同検討会ワーキンググループ委員を中心に依頼

○開催期間及び開催地等：

(1) 期間 平成16年11月～平成17年1月（1回あたり1日）

(2) 開催回数 地方厚生局単位の7地区で計21回

○受講者数

全国7か所 約2,570名

安心安全の助産ケアに係る推進事業について

1 趣旨

近年、医療安全の確保に向けた体制整備が喫緊の課題となっている。特に周産期領域の医療提供においては、母子の安全確保に向けた対策の充実が求められているとともに、少子化対策の中で快適な出産環境の提供が求められている。

助産師は、周産期領域において分娩介助等の助産業務を通じて、妊産褥婦及び新生児に直接にケアを提供することが多いことから、安心、安全な出産のために重要な役割を担っている。

このため、「新人助産師に対する医療安全推進モデル研修」の実施により、助産師のケアの質の向上を図るものである。

2 事業内容

新人助産師臨床実践能力向上推進事業

医療安全の確保に向け、助産師学校養成所の卒業直後から分娩介助等を行う新人助産師に対し、十分な教育体制（専任の指導者等）及び研修プログラムに基づく研修を実施する。

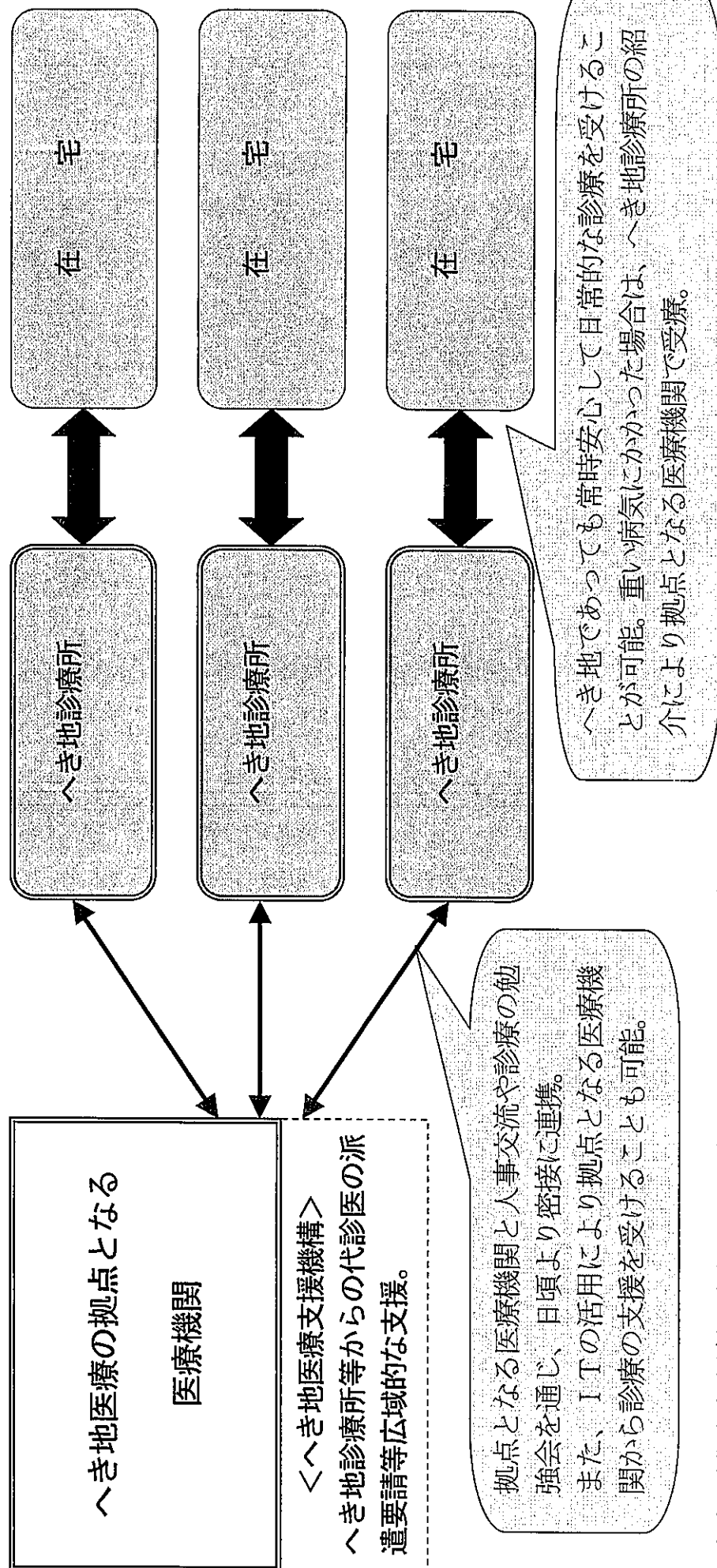
- a. 実施か所数：17カ所
- b. 受講人数：1カ所10人（予定）
- c. 研修期間：3か月

実施医療機関

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ・ 医療法人社団スズキ病院 | ・ 聖隷浜松病院 |
| ・ 埼玉協同病院 | ・ 大雄会第一病院 |
| ・ 日本赤十字社医療センター | ・ トヨタ記念病院 |
| ・ 社会福祉法人聖母会聖母病院 | ・ 市立豊中病院 |
| ・ 横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター | ・ 東大阪市立総合病院 |
| ・ 北里大学病院 | ・ 財団法人倉敷中央病院 |
| ・ 聖マリアンナ医科大学病院 | ・ 高松赤十字病院 |
| ・ 社会保険群馬中央総合病院 | ・ 医療法人聖粒会慈恵病院 |
| ・ 長野県厚生連篠ノ井総合病院 | |

へき地医療を実施する診療ネットワークのイメージ

- ◇ へき地医療は通常の圏域を越えて拠点となる医療機関がへき地にある診療所とネットワークを形成し、へき地診療を担うものである。
- ◇ このため、診療ネットワークは都道府県の区域を念頭において実施するものである。



※へき地医療拠点病院が中心となって、診療ネットワークの構築に向け調整。

昭和31年度から9次（平成13年度から平成17年度）にわたる年次計画をたて、それぞれの地区の要綱により、各種の施設を設けてきたところ。

「へき地」	交通条件及び自然的、経済的、社会的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域のうち医療の確保が困難であつて、「無医地区」及び「準無医地区」の要件に該当するものが、医療機関のない地域で、当該地域の中心人口20万人以上を有する地区（無医地区9の1地区、人口20万人）
「無医地区」	できないう地区（無医地区9の1地区、人口20万人）
「準無医地区」	無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要と認められる地区



へき地保健医療対策検討会委員

○ おくの 奥野	まさたか 正孝	三重県鳥羽市立神島診療所長
しんしょう 新庄	ふみあき 文明	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授
すずかわ 鈴川	まさゆき 正之	自治医科大学救急医学教室教授
せいとう 清藤	ゆうや 勇也	社団法人日本歯科医師会副会長
たかく 高久	ふみまる 史麿	自治医科大学学長
たかはし 高橋	ひこよし 彦芳	長野県下水内郡栄村村長
つちや 土屋	たかし 隆	社団法人日本医師会常任理事
とみさわ 富澤	いちろう 一郎	宮城県保健福祉部医療健康局長
ひぐち 樋口	ひろし 紘	全国自治体病院協議会常務理事(岩手県立中央病院長)
まえの 前野	かずお 一雄	読売新聞医療情報部長
まつむら 松村	よしゆき 良幸	全国離島振興協議会会長(長崎県対馬市長)
もとやま 元山	さぶろう 三郎	鹿児島県離島緊急医療対策組合議長(鹿児島県大島郡宇検村村長)
よしあら 吉新	みちやす 通康	社団法人地域医療振興協会理事長
よしおか 吉岡	きよこ キヨコ	岡山県新見市哲西支局市民福祉課主任保健師
よしおか 吉岡	ようこ 陽子	風待ち海道倶楽部会長
よしだ 吉田	あきとし 晃敏	旭川医科大学眼科講座教授

以上 16 名

(注意) ○は座長を示す。

へき地保健医療対策検討会の審議状況について

第1回 平成17年1月24日(月)

- 第9次へき地保健医療計画の取組の検証
- 無医地区調査及び無歯科医地区調査について
- 鈴川班へき地診療所等アンケート調査(案)について
- 今回の検討会で審議すべき論点《事務局(案)》について

第2回 平成17年2月28日(月)

- 臨床研修制度について
- へき地医療に求める姿(各委員からのプレゼンテーション)
 - ・ 住民の立場から
 - ・ 自治体の立場から
 - ・ へき地医療に携わる立場から

第3回 平成17年3月31日(木)

- へき地医療への取組
 - ・ 島根県及び長崎県の取組
 - ・ 地域医療振興協会の取組
- ITを活用した診療支援(旭川医科大学の例)

第4回 平成17年4月18日(月) テレビ会議形式による開催

- 情報通信技術についての実演
(鳥羽市神島診療所～東京都霞ヶ関の間)
- へき地保健医療の実践について 北海道瀬棚町の取組
- へき地保健医療対策検討会報告書骨子(案)

第5回 平成17年5月23日予定

- へき地保健医療対策検討会報告書骨子(案)等の検討

第6回 平成17年6月上旬予定

「報告書のとりまとめ」を予定